
目 次

はじめに	1
I. 事業の概要	2
1. 水資源機構の役割	2
2. 水資源機構の業務	4
3. 令和元年度の事業概要	6
II. 環境保全の方針	10
1. 事業と環境の関わり	10
2. 環境方針	11
3. 環境行動計画	12
4. 持続可能な開発目標 (SDGs)	13
III. 環境保全の取組の体制	14
1. 環境マネジメントシステム (W-EMS)	14
2. 利水者等アンケート	16
3. リスクマネジメント	17
IV. 環境保全の取組	18
1. 環境保全に配慮した取組の推進	18
特集 霞ヶ浦における環境の現状と取組 (霞ヶ浦開発事業)	25
2. 環境負荷低減の取組	40
3. 環境保全意識の向上	51
4. 社会とのコミュニケーション	55
V. より良い環境報告書を目指して	60
1. 第三者意見	60
2. より良い環境報告書を目指して	61
3. 環境報告ガイドライン2012との対照表	62

水資源機構は、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(平成16年法律第77号)に定められた特定事業者です。同法第9条第1項では、特定事業者は、毎事業年度、環境報告書を作成し、公表しなければならないとされており、同法第9条第2項では、「環境報告書の記載事項等」に従って環境報告書を作成するように努めることとされています。

「環境報告書2020」は、同法に基づいて、令和元年度における環境保全に関する活動について取りまとめたものです。

<環境報告書2020の対象>

対象組織：独立行政法人水資源機構の全ての組織

対象期間：令和元年度(平成31年4月1日～令和2年3月31日)を基本として、必要に応じて平成30年度以前・令和2年度以降の活動内容も掲載しています。

※表紙写真

上から：徳山ダム、大山ダム、武蔵水路、利根大堰、浦山ダム